

覚 書

濱田 雄史（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイホールディングス（以下「乙」という。）は、甲乙間で締結された 2020 年 10 月 16 日付「総数引受契約書（第 4 回新株予約権）」に関し、次のとおり合意し、本覚書を締結する。

（新株予約権の譲渡制限）

- 第 1 条 甲は、第 4 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を譲渡するには、乙の取締役会の承認を受けなければならない。
- 2 前項の譲受人が本新株予約権を第三者に譲渡するには、乙の取締役会の承認を受けなければならない。当該第三者及び当該第三者からの譲受人が本新株予約権を譲渡する場合についても、同様とする。
- 3 甲及び乙は、前 2 項の定めが本新株予約権の内容であることを相互に確認する。

本覚書の成立を証するため、本覚書正本 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

2020 年 10 月 16 日

甲 （住所） 神奈川県川崎市宮前区 XXXXXXXXXX
（氏名） 濱田 雄史 印 

乙 （住所） 東京都港区新橋五丁目 14 番 10 号
（商号） 株式会社ジェイホールディングス
（代表者） 代表取締役 眞野 定也 